

第 19 回滋賀県首長会議 令和 3 年 4 月 15 日 (木)  
「重層的支援体制整備事業について」

(滋賀県提出資料)

## 令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
滋賀県	御浜町
	長浜市
	守山市
	米原市
大阪府	豊中市
	大阪狭山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

※42自治体

# 重層的支援体制整備に向けた取組（令和２年度）

## 1 市町地域共生担当者会議の開催

### ○第1回 市町地域共生担当者会議(令和2年8月24日)

#### 議題

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業について

包括的支援事業実施市町から次の事項等について説明

- ・事業内容、事業のポイント・特徴・工夫している点
- ・包括的支援体制整備事業を実施する上での課題

(参考：包括的支援事業実施自治体)

彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、竜王町

#### (2) 重層的支援体制事業等について

厚生労働省地域福祉課担当職員より重層的支援体制整備事業検討経過、制度概要、包括的支援体制構築にかかる推進事例について説明

#### (3) 意見交換・情報交換

重層的支援体制整備事業実施のメリット、補助金等市町からの質問に対し厚生労働省担当職員から回答

## ○第2回 市町地域共生担当者会議(令和3年1月26日)

### 議題

#### (1) 重層的支援体制整備事業等について

厚生労働省地域福祉課担当職員より以下の事項について説明

- ・ 重層的支援体制整備事業の枠組み
- ・ 重層的支援体制整備事業交付金の補助率
- ・ 多機関協働事業等新たな機能分の補助基準額
- ・ 重層的支援体制整備事業への移行準備事業および移行準備事業補助金の基準額
- ・ 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援
- ・ 国の支援
- ・ 全国の取組状況 等

#### (2) 重層的支援体制整備事業・移行準備事業の実施について

#### (3) 意見交換・情報交換

- ・ 令和3年度、重層支援体制整備事業・移行準備事業実施予定自治体から事業の実施内容、他部局等への事業説明の方法等について説明
- ・ 補助基準額、交付金、事業実施に向けた県、市町からの質問に対し、厚生労働省担当職員が回答。

## 2 相談支援者へのサポート事業

複雑で複合的な課題をもつ人の支援者に対し、寄り添い、ともに考え、支える「支援者支援」を行うとともに、知識・スキルの向上のための研修を実施することで、地域における持続性のある包括的支援体制づくりを推進することを目的に滋賀県社会福祉士会に委託し実施。

### 相談支援者へのサポート事業ご案内

相談支援業務において、支援困難ケースや多職種との連携などでお困りの方へ

制度の狭間や社会的障壁によって支援がうまく進まない。

他職種と連携した支援が必要だが支援チームがうまく機能しない。

支援について孤立してしまい、疲弊している。

「どのように支援したらいいのだろう」と支援者が日常業務の中で陥ってしまう課題について社会福祉士が共に考え、寄り添い、支えることで包括的な支援体制づくりを行うのが、この事業です。

社会福祉士や心理職・学識経験者等の専門職チームが対応し、よりよい支援ができるようサポートします。

お問い合わせ 公益社団法人 滋賀県社会福祉士会  
☎077-561-3811

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 (滋賀県立長寿社会福祉センター内)

### 相談支援者へのサポート事業 ご相談の流れ

日常業務の中で「どのように支援したらいいのだろう」と困っている、支援に悩み孤立している福祉専門職の皆さん。

まずはお電話ください  
公益社団法人滋賀県社会福祉士会  
TEL 077-561-3811

相談担当者が折り返し連絡し、詳細をお伺いします。

面談・アウトリーチによる相談・助言を行います。必要に応じてより専門的なメンバーによるケース検討会を実施し、サポートを行います。

その他、スキルアップを目的として、専門職向けの研修会を行います。

本事業は滋賀県からの委託を受け滋賀県社会福祉士会が実施しています。

# 令和3年度 重層的支援体制整備に向けた取組予定

## 1 市町地域共生社会担当者会議の開催

年3回の開催（1回目は6月頃を予定）

## 2 相談支援者へのサポート事業

- ・相談支援者を対象とした面談、アウトリーチによる相談・助言
- ・アドバイス内容の検討会
- ・研修会の開催

## 3 包括的・重層的支援体制整備推進事業 ※詳細は次頁

- ・複雑・複合的な課題への対応状況、他機関との連携状況等に関する実態調査の実施
- ・複雑・複合的課題の把握・検討
- ・市町および社会福祉協議会職員、支援員等を対象とした研修会、勉強会の開催

## (令和3年度 新規県事業) 包括的・重層的支援体制整備推進事業

### ■事業目的

市町において、包括的・重層的支援体制の整備・充実が図られるよう、相談支援機関や市町社協等の職員・支援員への実態調査を行うとともに、具体のケースでの支援内容や支援者間との調整状況等について、市町や社協、関係する支援者とともに課題の把握・検討を行い、見えてきた課題や関わり方、評価について、研修会や勉強会等の場で市町等と共有することで、全県域での包括的・重層的支援体制の整備促進を図る。

### ■事業概要

#### (1) 実態調査

県内の介護・障害・子育て・生活困窮分野の相談支援機関や市町社協等を対象に、複雑・複合的な課題への対応状況、他機関との連携状況等に関する調査の実施。

#### (2) 課題の把握・検討

調査により把握した市町職員・支援員の課題認識を踏まえて、8050問題やダブルケア、ゴミ屋敷といった、いくつかの課題が絡み合った複合的な課題を抱える具体の世帯・ケース（2～3事例、郡部や体制整備が進んでいない市のケースを想定）に対して、市町が行う相談支援・多機関連携の具体的な取組をもとに、支援内容、支援者間との調整状況等について、市町や社協、関係する支援者とともに課題の把握・検討を行う

#### (3) 研修会・勉強会・意見交換会

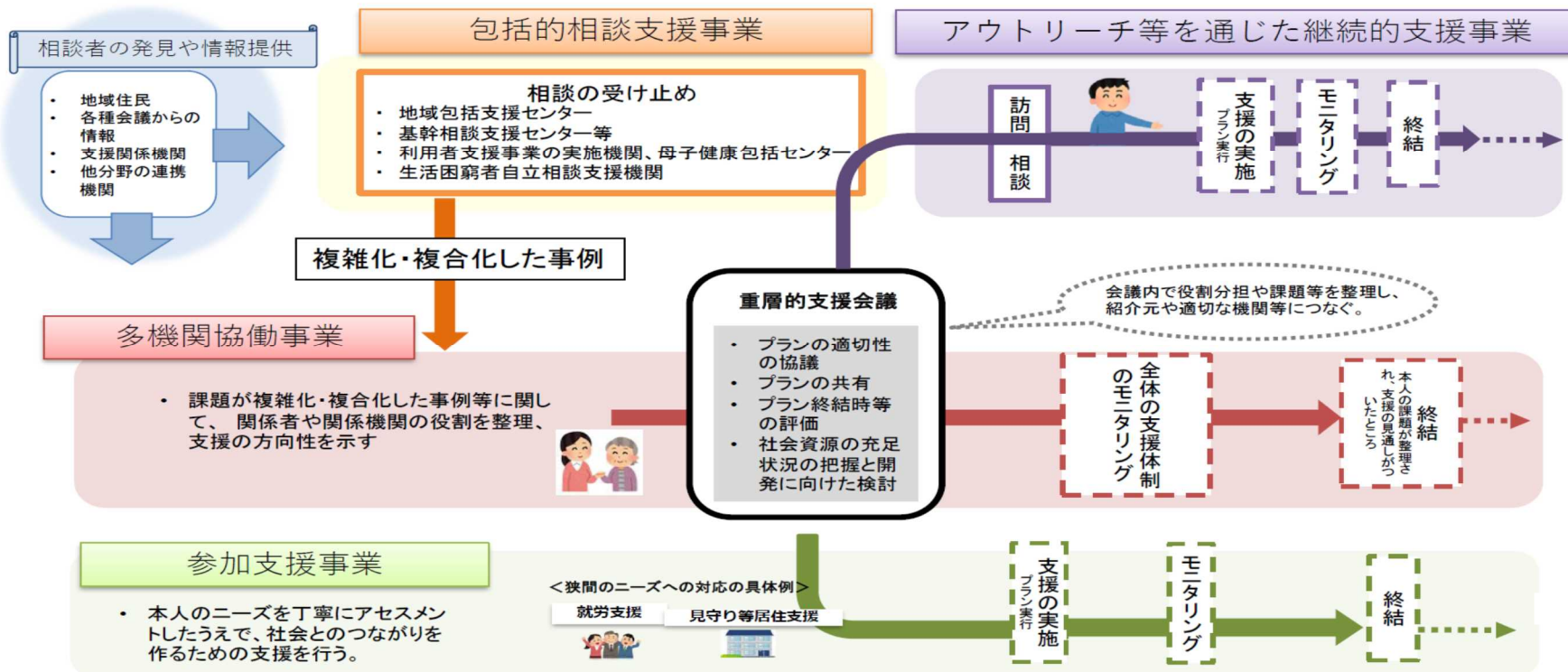
これから包括的・重層的支援体制の構築を進めようとする市町、体制充実を図ろうとする市町および市町社協等の職員・支援員を対象とした、重層的支援体制整備事業にかかる研修会・勉強会・意見交換会を開催し、見えてきた課題や関わり方、評価について共有するとともに、それぞれの市町での包括的・重層的支援体制整備にかかる課題について情報交換。

※滋賀県社会福祉協議会に委託して実施

## 参考資料 (国資料)

# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。



### 包括的相談支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- **属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める**  
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
- **支援機関のネットワークで対応する**  
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- **複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ**  
また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

## 多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

- **市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する**  
多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- **重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす**  
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- **支援関係機関の役割分担を図る**  
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- **支援が届いていない人に支援を届ける**  
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**  
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**  
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

## 参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

- **社会とのつながりを作るための支援を行う**  
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**  
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。  
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**  
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。  
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

(参加支援事業の取組例)

- 生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- 就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する

## 地域づくり事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

- **世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する**  
地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる**多様な場や居場所を整備**する。
- **交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする**  
地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として**「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる**。  
また、市町村域などのより広い圏域のでもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。
- **地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る**  
**多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進**することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

(※) 包括化の対象事業・・・【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業

【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業 【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

## 地域づくりに向けた事業の考え方

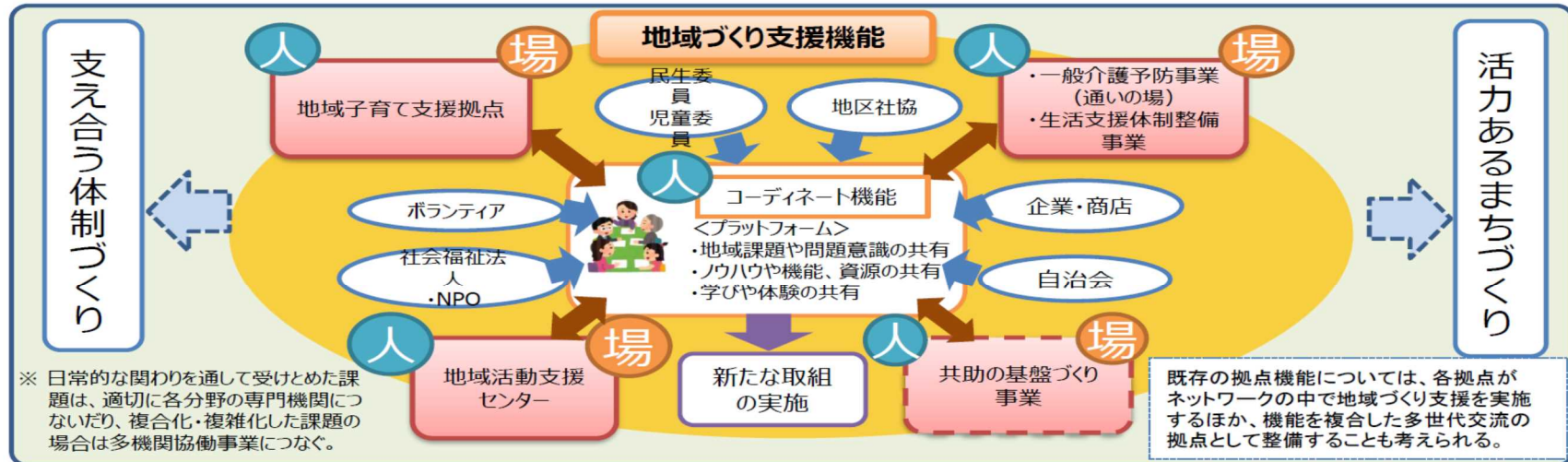
### 【基本的な考え方】

地域づくりに向けた事業は、既存の地域づくり関係の事業（※）の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的として、**主に以下の2点**を内容とする。

- ・地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、**世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備**する。（多様な「場」づくり）
  - ・地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。（つなぎ・コーディネート役割）
- また、各地の事例では、福祉分野を超えた、幅広い関係者が出会い、学びあう“プラットフォーム”が形成されることで、地域資源の新たな活用策や地域課題の解決策が生まれる場ができ、地域活動の発展や地域社会の持続を支えることに繋がっている様子が見られている。  
この“プラットフォーム”が生まれやすく、維持しやすい環境整備や支援策を講じることも求められる。

### 【支援対象者】

- その地域が居住地であるか否かにかかわらず、**地域住民をはじめとする地域や暮らしを構成する個人や民間企業等を含む関係者全てが対象者**

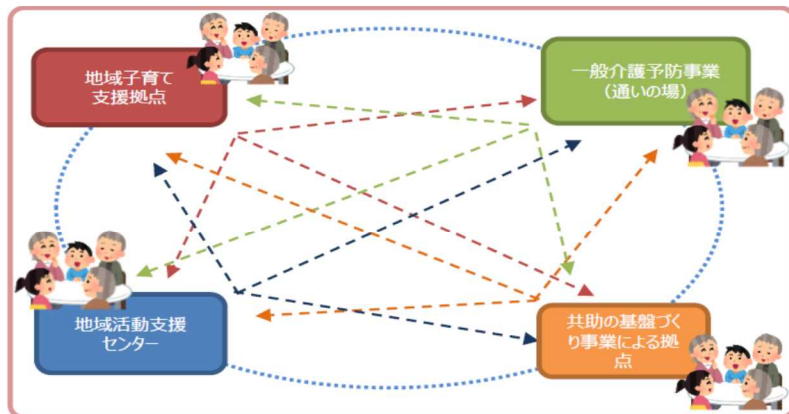


## 拠点の類型を組み合わせた地域づくり拠点の整備例

### 既存の地域づくりに向けた事業に対する影響

- 地域づくり事業についても、全ての個別拠点において、多属性・多世代に対する継続的な支援が求められるのではなく、「市町村全体の体制として」多属性・多世代に対する居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- 従って、個別の拠点レベルでは、従前通りの特定の属性や世代に特化した対象の取り組みを維持するものや、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することになる。
- 個別拠点において把握・受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応する。

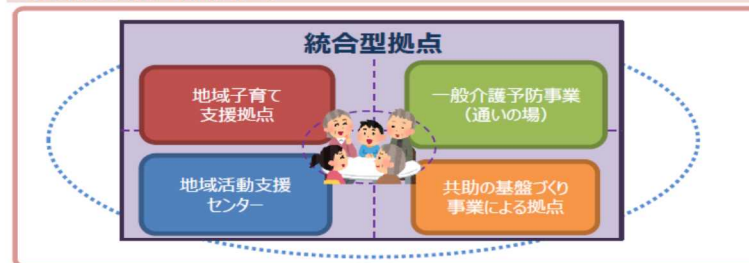
拠点としての場の機能は変更せず、必要時には連携により、人の機能を活用する場合の例（基本型）



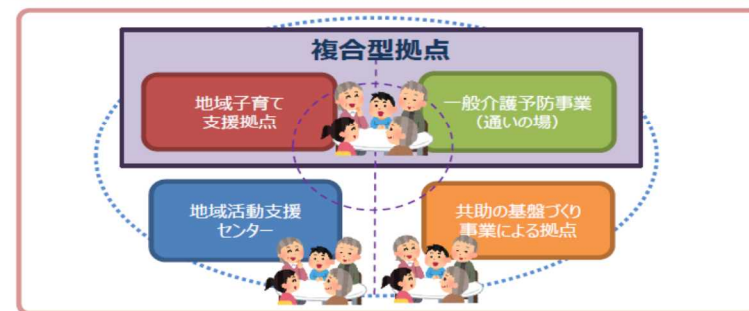
※ 既存の拠点機能については、各拠点がネットワークの中で地域づくり支援を実施するほか、機能を複合した多世代交流の拠点として整備することも考えられる。

※ また、実施パターンは様々であり、基本型と一部統合型が混在するなど、様々な組み合わせでの整備が考えられる（指定基準の遵守や必要なスペースや物品の確保、利用者から見た相談しやすさを担保するための工夫等が必要）

拠点としての人と場の機能を全てまとめることにより、連携を図る場合の例（統合型）



一部の拠点としての人と場の機能をまとめ、各支援機関間の連携を図る場合の例（一部統合型）



## 重層的支援会議について

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- 重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議することから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることにについて本人同意を得ることとする。

